

佐久市いじめから子どもを守る条例（案）概要

1 佐久市いじめから子どもを守る条例制定の背景

いじめ防止対策推進法が、平成25年9月28日に施行され、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、基本理念、国及び地方公共団体等の責務、いじめの防止等のための対策に関する基本方針の策定について示されました。

いじめは、子どもの尊厳及び人権を脅かし、侵害するものであり、子どもが一人の人間として尊重され、その成長が保障される環境をつくるのが、全ての者に求められている責務であると考えております。

全ての子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境をつくることは、我々大人たちの責務であり、大人も子どもも「いじめは絶対に許さず、かつ見逃さない。」という強い決意の下、市全体で子どもたちを支え、見守りながら、いじめの根絶に向けて取り組まなければなりません。

市において、こうした環境を作るために、いじめから子どもを守る条例を制定し、市、教育委員会、学校、保護者、市民が協力して、いじめから子どもを守るという考えの下、子どもたちが安心して生活し、健やかに成長することができるまちづくりを進めるべきと考えます。

2 佐久市いじめから子どもを守る条例（案）

(1) 条例制定の目的と基本理念

ア 目的

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、子どもに対するいじめの防止等のための対策に関する基本理念を定め、市、教育委員会、学校、学校の教職員、保護者の責務並びに市民の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等に関する基本的事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的に推進することを目的とする。

イ 基本理念

(ア) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての子どもに関係する問題であることに鑑み、子どもが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

(イ) いじめの防止等のための対策は、全ての子どもがいじめを行わず、他の子どもに対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが子どもの心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する子どもの理解を深めることを旨として行わなければならない。

(ウ) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、保護者、市民及び関係機関等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

(2) 用語の定義

本文において使用する用語は、次のように定義しています。

「いじめ」・・・子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめの防止等」・・・いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。

「学校」・・・佐久市学校設置条例第2条に規定する小学校及び中学校をいう。

「子ども」・・・学校に在籍する児童又は生徒をいう。

「保護者」・・・子どもに対し親権を行う者（親権を行うものの無い時は、未成年後見人）をいう。

「関係機関等」・・・子どものいじめの防止等に関する機関及び団体をいう。

「市民」・・・市内に住所を有する者、市内に勤務する者、市内に在学する者、市内で活動する者及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。

「重大事態」・・・いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態をいう。

(3) いじめの防止等に向けた責務や役割

本文において市、教育委員会、学校、学校の教職員、保護者の責務や市民の役割を、次のように示しています。

ア 市の責務

市は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のために必要な施策を講じなければならない。

イ 教育委員会の責務

教育委員会は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じなければならない。

ウ 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する子どもの保護者、市民及び関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する子どもがいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

エ 保護者の責務

(ア) 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する子どもがいじめを行うことのないよう、当該子どもに対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

(イ) 保護者は、その監護する子どもがいじめを受けた場合には、適切に当該子どもをいじめから保護するものとする。

(ウ) 保護者は、市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

オ 市民の役割

(ア) 市民は、地域において子どもを見守り、声かけ等を行い、子どもが安心して生活することができる環境をつくるよう努めるものとする。

(イ) 市民は、いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると認められる場合は、市、教育委員会、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

(4) 組織の整備

教育委員会は、学校におけるいじめ等の問題の実態の把握と根絶のための方策について具体的な活動を行い、全市一体となって問題解決を図るための組織を整備するものとしています。

(5) 重大事態への対応

ア 学校又は教育委員会は、重大事態が発生したと認めるときは、その事態に迅速かつ組織的に対処するものとしています。

イ 学校又は教育委員会は、重大事態が発生したと認めるときは、学校にあっては教育委員会を通じて、教育委員会にあってはその旨を市長に報告するとともに、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとしています。

ウ 市長は、調査結果の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、自らの権限と責任において調査を行い、その結果を議会に報告するものとしています。

3 今までの経過について

- ・令和3年11月17日～19日・・・総務文教委員会行政視察
視察先：石川県加賀市、岐阜県可児市、岐阜県美濃加茂市
- ・令和4年 7月 4日・・・佐久市PTA連合会との意見交換会
- ・令和4年 9月28日・・・佐久市教育委員会との意見交換会
- ・令和4年10月 4日・・・校長会（市立小中学校）との意見交換会
- ・令和4年10月25日・・・NPO法人チャイルドライン佐久との意見交換会
- ・令和4年11月18日・・・野沢北高校生徒との意見交換会